

---

## 参考資料

### 1 「つくば市きれいなまちづくり条例」

#### 目次

##### 前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雑則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

##### 附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るため、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、清潔で美しい生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、清潔で美しい生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔で美しい生活環境の保持に努めなければならない。

2 市民等は、清潔で美しい生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。

3 市民等は、清潔で美しい生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔で美しい生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、清潔で美しい生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔で美しい生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

## 第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔で美しい生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

### 第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

### 第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物(これらに附属する物を含む。)に落書きをしてはならない。

(印刷物等の放置の禁止)

第15条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの(以下この条において「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第16条 削除

## 第5章 自動販売機の適正管理

### (回収容器の設置及び管理)

第17条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

### (啓発シールの表示)

第18条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者(以下この条及び次条において「自販機事業者」という。)は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

### (散乱防止責任者の設置)

第19条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 勧告及び命令等

### (勧告)

第20条 市長は、第12条から第15条まで、第17条第1項、第18条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### (平22条例32・平22条例38・一部改正)

### (命令)

第21条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) まちづくり重点地区内において第12条の規定に違反した者
- (2) 第14条の規定に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反した者
- (4) 第18条の規定に違反した者

(5) 第19条第1項又は第2項の規定に違反した者

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による命令(同条第1号及び第2号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第7章 雑則

(報告等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

(過料)

第25条 第21条の規定による命令(同条第1号に係るものに限る。)に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

2 第22条の規定による命令(同条第2号に係るものに限る。)に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和63年つくば市条例第108号)は、廃止する。

## 附 則(平成22年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成22年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 2 「きれいなまちづくり重点地区」

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成23年4月1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成23年4月1日条例改正により一部見直し

### <重点地区>

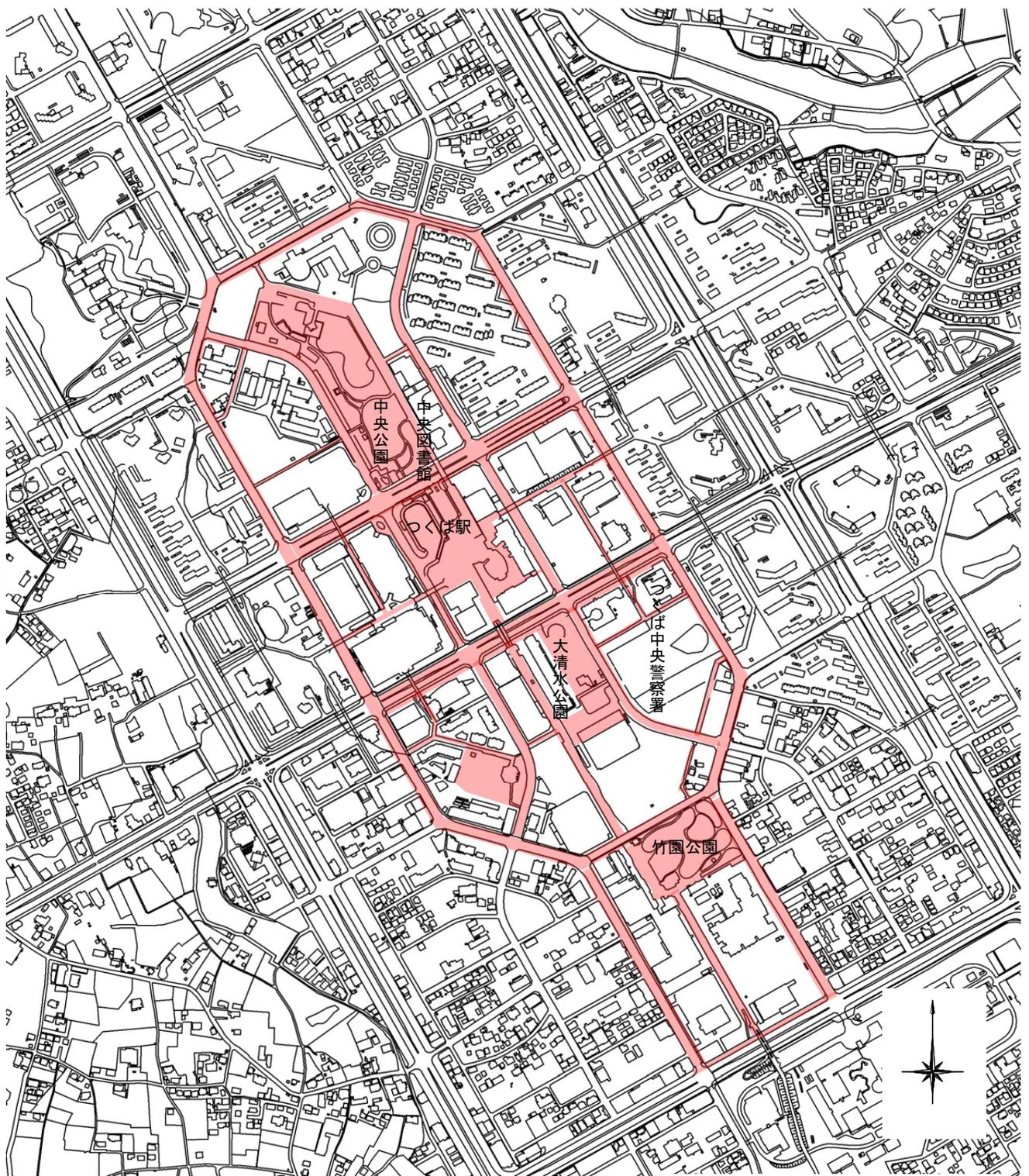
指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区（指定範囲は次頁以降の地図を参照）

- ① つくば駅周辺地区
- ② 研究学園駅周辺地区
- ③ 万博記念公園駅周辺地区
- ④ みどりの駅周辺地区
- ⑤ 筑波山神社門前通り地区

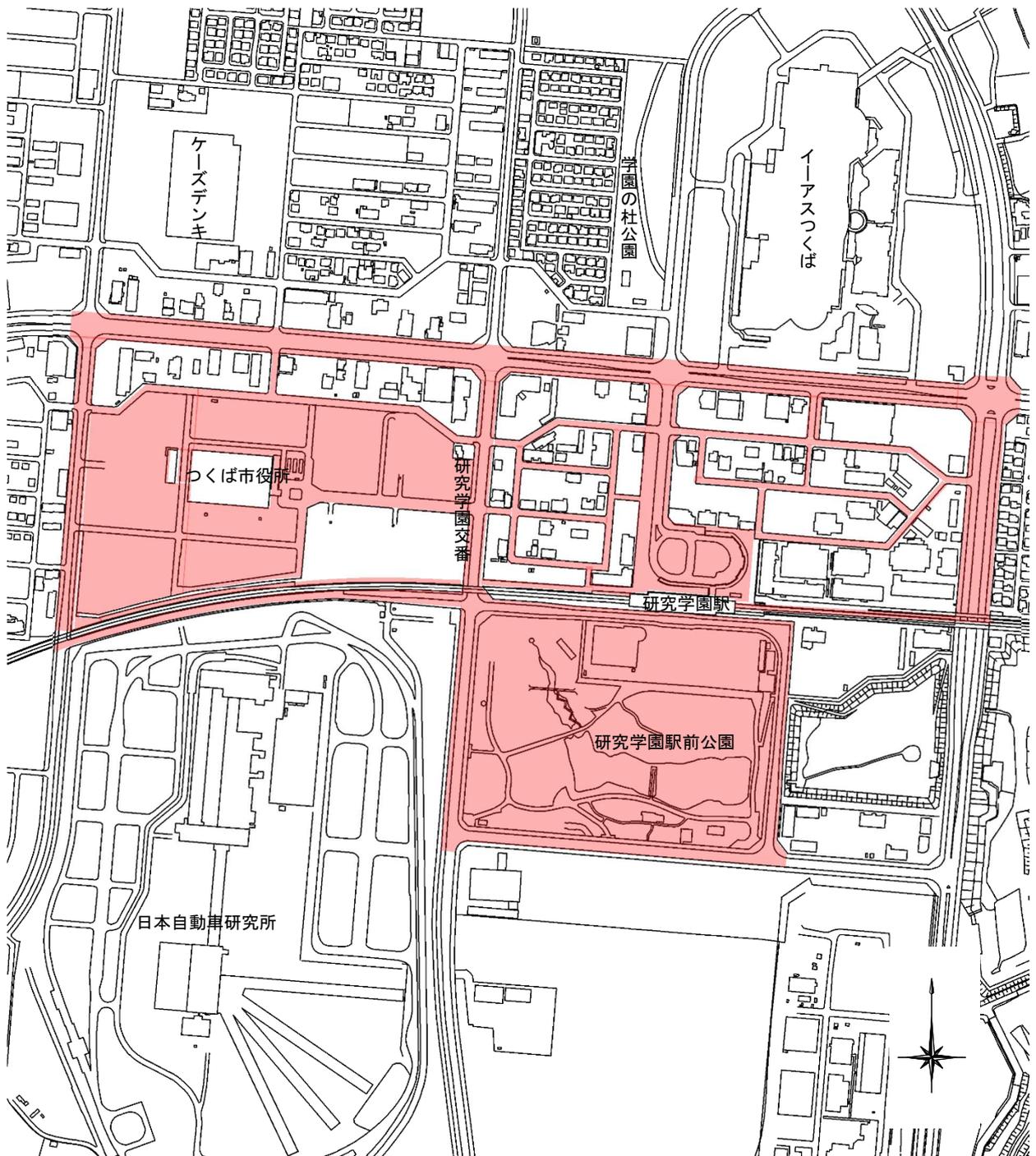


① つくば駅周辺地区



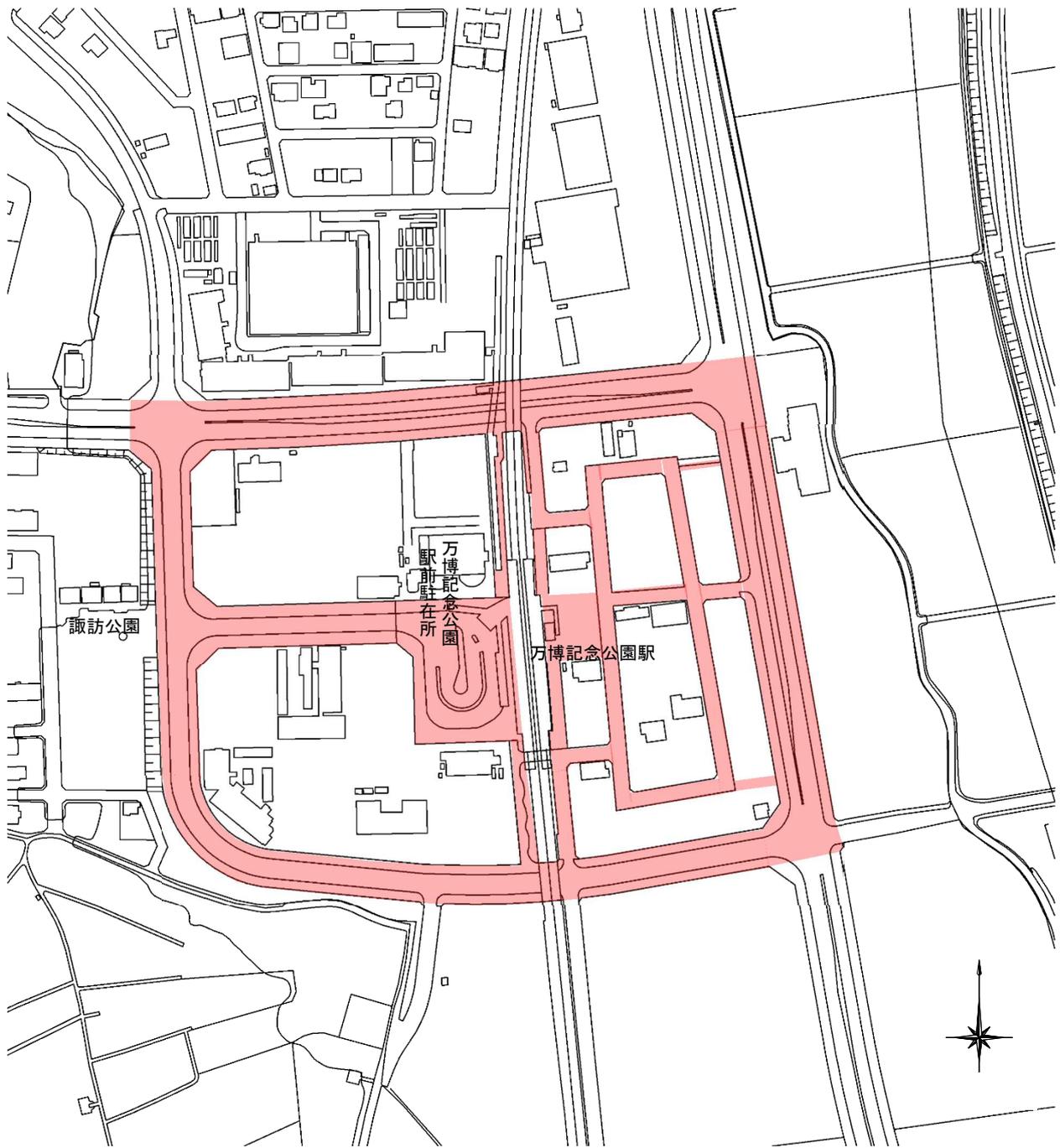
■ きれいなまちづくり重点地区

② 研究学園駅周辺地区



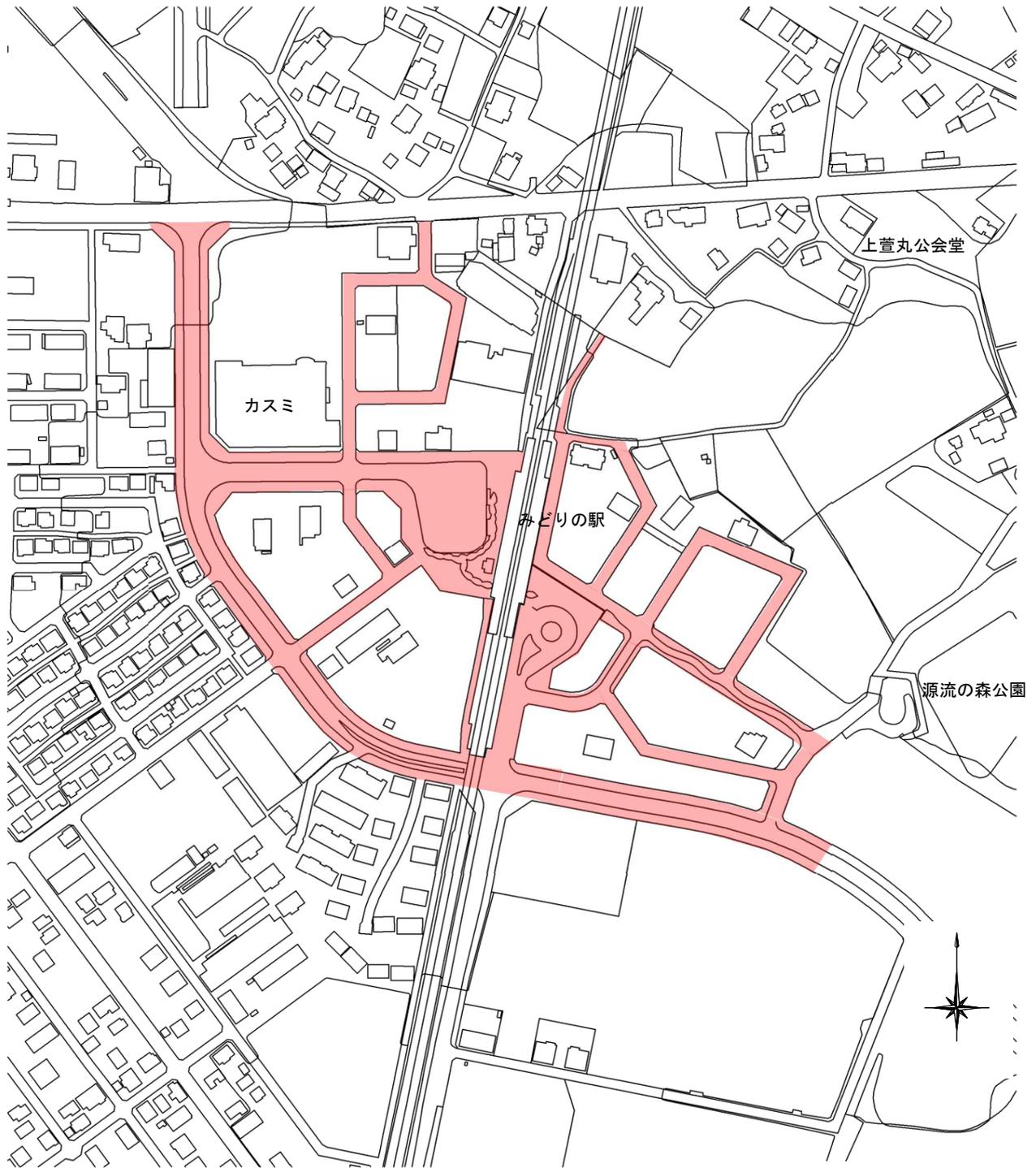
■ きれいなまちづくり重点地区

③ 万博記念公園駅周辺地区



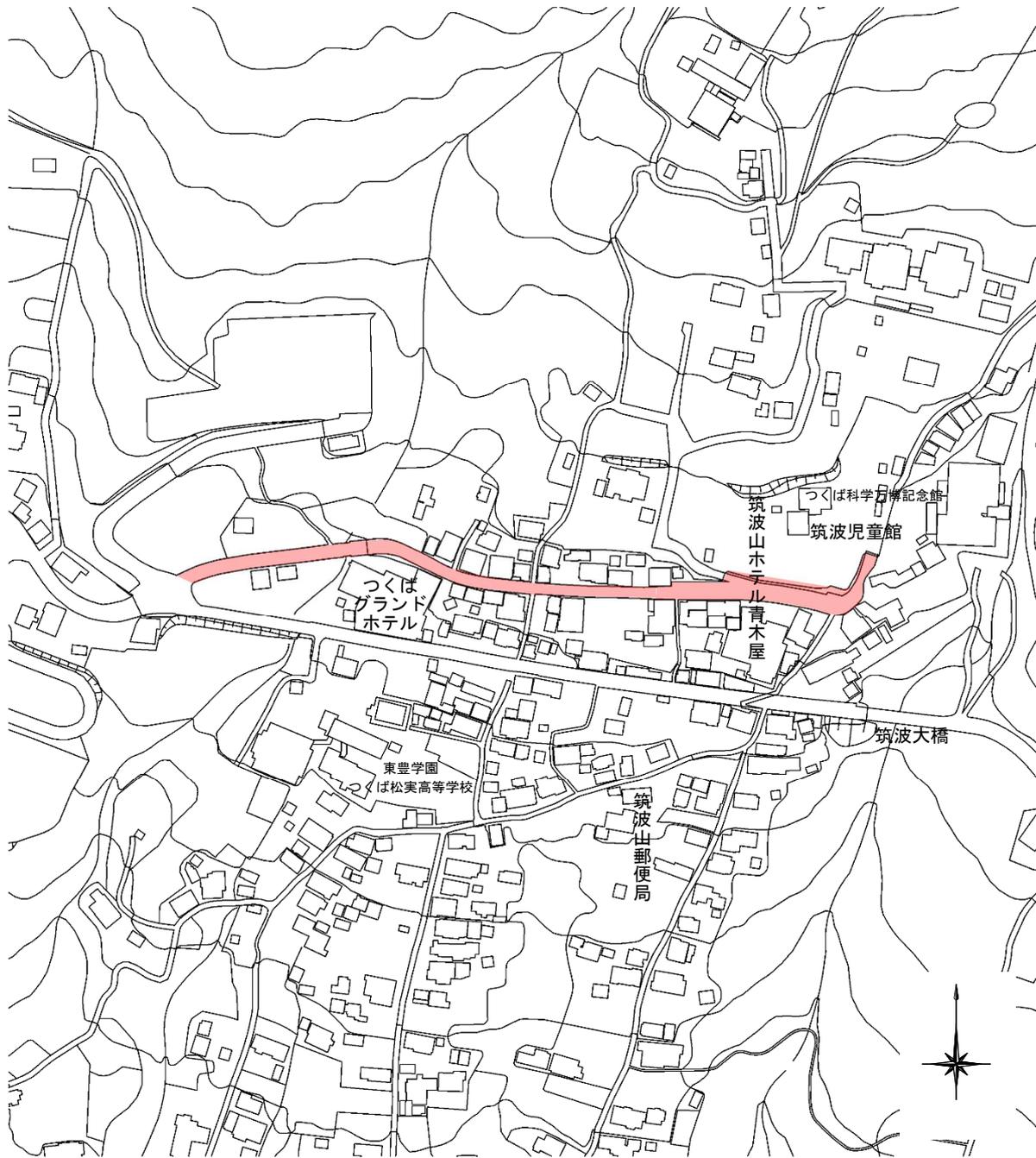
■ きれいなまちづくり重点地区

④ みどりの駅周辺地区



■ きれいなまちづくり重点地区

⑤ 筑波山門前通り地区



■ きれいなまちづくり重点地区

### 3 「用語解説」

#### あ 行

##### 空き家等適正管理条例

空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。

##### 空き家バンク制度

つくば市内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい、買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。

##### 違反広告物

つくば市屋外広告物条例に違反する広告物(例:電柱等の禁止物件に表示されたもの)等を指します。

#### か 行

##### 環境美化推進会議

関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画、推進、点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。(P49 参照)

#### さ 行

##### 自然体験学習会

河川流域の小学生にフナの稚魚放流や河川清掃を実施してもらい、河川愛護意識を養うための学習会です。

##### 自転車等放置禁止区域

公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例によりTX各駅(つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅)周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置(すぐに移動することができない状態)すると撤去対象となります。

##### 水質監視員

つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、平成28年度は25名が活動しています。

##### 3R(スリーアール)ニュース

つくば市発行のごみとリサイクルに関する情報紙です。※3Rとは、「ごみの減量(Reduce)」、「再利用(Reuse)」、「再資源化(Recycle)」の、英語の頭文字をとった、ごみ減量の合言葉です。

#### た 行

##### 大好きいばらき県民会議

共生・共創・共援の3つの理念のもと、団体や企業、行政が手をつないで支えあう県民運動の推進役として、平成7年9月に設立された団体です。

##### つくば市環境審議会

学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。(P49 参照)

##### つくば市きれいなまちづくり実行委員会

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。(P49 参照)

##### つくば市きれいなまちづくり条例

人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです(平成19年施行)。平成23年に改正し、罰則規定を設けています。

### つくば市自転車等放置防止条例

自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成8年施行）。

### つくば市戦略プラン

従来の総合計画に代わり、「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」を未来の都市像とする『つくば市未来構想』の理念を効果的・効率的に実現するため、市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的な取組を行うとともに、計画的に進行管理を行うことを目的に、平成27年に策定したものです。

本行動計画は、基本施策7「魅力ある居住・交流環境を創出する」の個別施策1「住環境の整備」に関連しています。

## は 行

### 不法投棄監視ボランティア情報員（仮称）制度

不法投棄の防止及び早期発見を目的に、ボランティアによる監視を実施する制度です。





## ●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかねばなりません。

一人ひとりが一灯<sup>いっとう</sup>を点せば、やがて万灯<sup>ばんとう</sup>となり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で**

**きれいなまちにしていけます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長